

外国人未払医療費補てん事業実施要綱

平成 6 年 8 月 2 2 日 6 衛医対第 6 6 3 号
改正 平成 2 1 年 7 月 3 日 2 1 福保医政第 5 8 1 号
改正 平成 2 3 年 3 月 1 6 日 2 2 福保医政第 2 2 1 3 号
改正 平成 2 4 年 5 月 1 4 日 2 4 福保医政第 2 3 8 号
改正 平成 2 5 年 2 月 7 日 2 4 福保医政第 9 4 3 号
改正 平成 2 8 年 3 月 4 日 2 7 福保医政第 2 0 0 6 号
改正 令和 5 年 9 月 2 1 日 5 保医医政第 3 7 8 号

（事業目的）

第 1 外国人未払医療費補てん事業は、外国人を診療した医療機関（以下「医療機関」という。）が、その診療報酬（以下「医療費」という。）の全部又は一部を収入することができない場合、当該未収分の医療費（以下「未収医療費」という。）の一部を東京都が補てんすることにより、医療機関の負担の軽減を図るとともに、外国人医療の確保に資することを目的とする。

（要綱の趣旨）

第 2 この要綱は、本事業の実施に関し、必要な事項を定める。

（外国人）

第 3 この要綱における「外国人」とは、日本の国籍を有しない者のうち、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号）の規定による短期滞在の在留資格をもって在留するもの並びに仮上陸の許可、寄港地上陸の許可、船舶観光上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可及び遭難による上陸の許可を受けたものの以外の者で、かつ、都内に居住又は在勤する者で、公的医療保険が適用されないもの又は公的医療扶助の給付を受けないものをいう。

（対象医療機関）

第 4 補てんの対象となる医療機関は、関東信越厚生局長が保険医療機関として指定したものをいう。ただし、開設者が東京都であるものを除く。

（補てん対象医療費）

第 5 補てんの対象となる医療費は、補てんを行う会計年度の前会計年度内に、医療機関が不慮の事故等による緊急性を要する傷病に対して行った診療に係る医療費とする。

（補てん対象期間）

第 5 の 2 補てん対象とする期間は、入院の場合は 1 4 日以内、外来の場合は 3 日以内を限度とする。

（医療費の額の算定）

第 6 第 5 に定める補てんの対象となる医療費の額は、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号）により保険診療と認められる範囲内で、診療報酬の算定方法

(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号) に基づき算定するものとする。

(補てん額)

第 7 補てん額は、1 医療機関当たり 1 患者につき 2 0 0 万円を限度とする。また、補てん対象額が予算額を超えた場合には、予算額の範囲内に減額の上交付する。

2 第 6 によって算定された医療費について、医療機関が、患者からの医療費の回収又は他の制度による外国人未払医療費の補てんを受けた場合には、患者から回収した医療費の額及び他の制度により補てんされた額を、第 6 によって算定された額から控除する。

(医療機関の責務)

第 8 医療機関は、未収医療費の回収に努力するとともに、未収医療費の補てん金に関する記録を、その請求年度から起算して 5 年間保存するものとする。

(補てん金の回収報告及び返還)

第 9 医療機関は、補てん金の交付申請後、補てんの対象となった医療費を回収した場合は、速やかにその額等を報告し、補てん金が既に交付されているときは、指定された金額を速やかに返還するものとする。

(事業の実施方法)

第 10 東京都は、本事業の円滑な実施を図るため、補てん金の支払に関する業務（以下「支払業務」という。）を委託して実施する。

2 支払業務の実施に必要な事項は、東京都と協議の上、受託者が別に定める。

(業務報告等)

第 11 受託者は、業務実績を翌年度の 4 月 3 0 日までに保健医療局長に報告するものとする。

(雑則)

第 12 本事業は、国が外国人未払医療費補てんに関する施策を講ずるまでの暫定事業として実施するものとする。

附 則

この要綱は、平成 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 1 6 年 8 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 21 年 7 月 3 日から施行し、21 年 4 月 7 日から適用する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 5 月 14 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 2 月 7 日から施行し、平成 24 年 7 月 9 日から適用する。

この要綱は、平成 28 年 3 月 4 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 9 月 21 日から施行する。ただし、第 11 中「保健医療局長」とする改正については、令和 5 年 7 月 1 日から適用する。